

岡山市告示第 1101 号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、平成25年岡山市告示第1090号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成26年 11 月 4 日

岡山市長 大 森 雅 夫



- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域
岡山市北区鹿田町二丁目117の一部
岡山市北区鹿田町二丁目131の一部
(別図のとおり)

- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
 - ・ 砒素及びその化合物
 - ・ 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
 - ・ 六価クロム化合物
 - ・ ふつ素及びその化合物
 - ・ 鉛及びその化合物

- 3 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第2項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
 - ・ 鉛及びその化合物

- 4 講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去

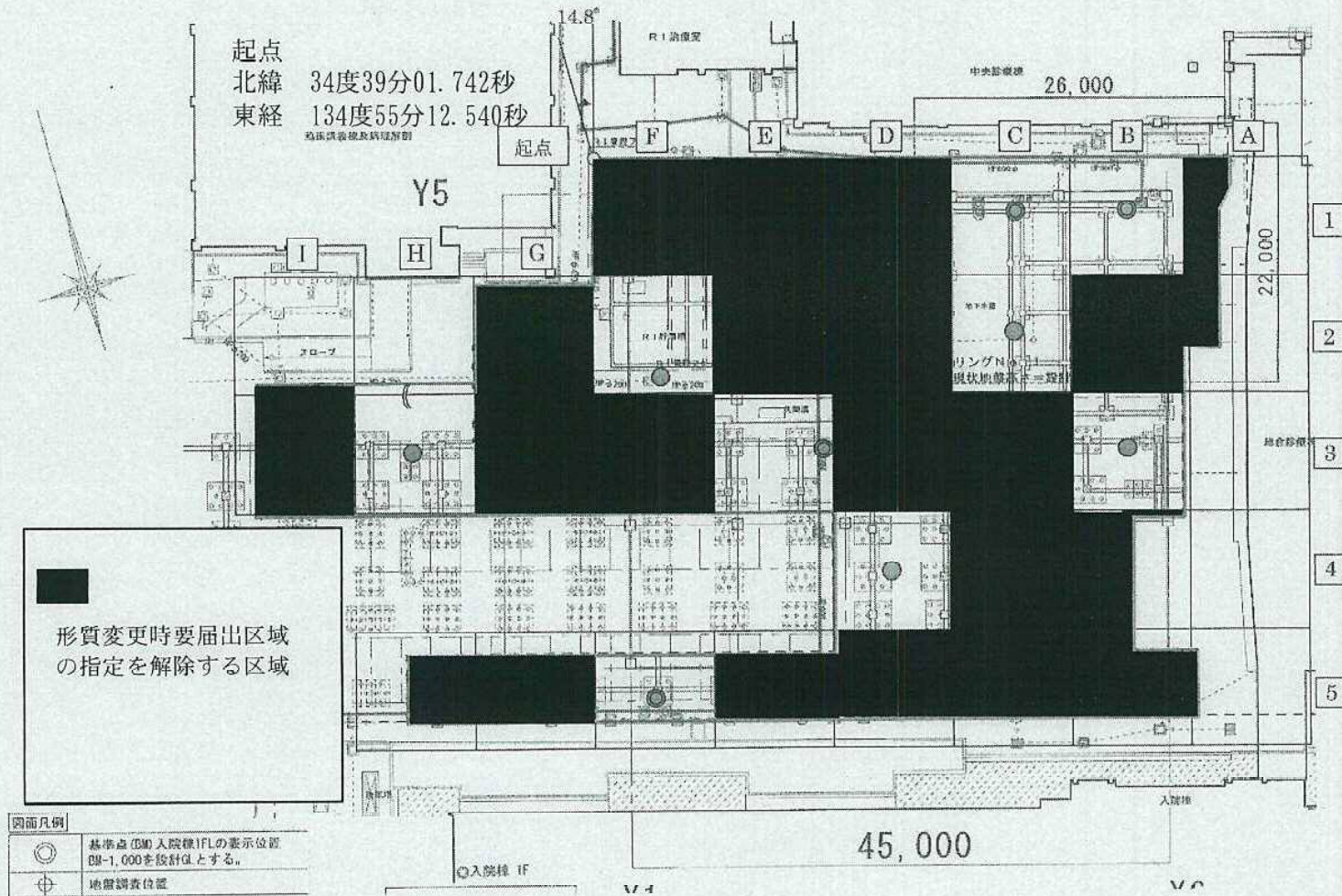


図 指定を解除する形質変更時要届出区域